

MA2011-10

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成23年10月28日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 モーターボート第二日光丸転覆
- 2 自動車運搬船PYXIS 火災
- 3 貨物船MARINE STAR コンテナ専用船たかさご衝突
- 4 貨物船DONG PHONG 乗揚
- 5 油タンカー第三十二大洋丸砂利運搬船第三十八勝丸衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 6 漁船伸栄丸乗組員死亡
- 7 漁船第三十八天寵丸乗組員死亡
- 8 漁船第六十六総幸丸転覆
- 9 漁船正栄丸転覆

仙台事務所

- 10 漁船有幸丸火災
- 11 漁船金政丸乗組員死亡
- 12 漁船幸運丸乗組員死亡

横浜事務所

- 13 貨物船MAO XIN 乗組員負傷
- 14 モーターボートHONEY MAY VI沈没
- 15 モーターボートスヌープドック衝突 (係船浮標)
- 16 水上オートバイはまなす3号被引浮体搭乗者死亡
- 17 貨客船かめりあ丸衝突 (岸壁)
- 18 漁船はなぶさ丸火災
- 19 モーターボートアドレナリンジャンキーII 衝突 (護岸)
- 20 遊漁船福洋丸モーターボートBIG BIRD II 衝突
- 21 漁船第八十一鷹丸衝突 (岸壁)
- 22 貨物船第拾弐榮壽丸衝突 (護岸)
- 23 モーターボートおしごと丸モーターボートメンパ衝突
- 24 手漕ぎボート (船名不詳) 沈没
- 25 貨物船すみほう丸乗揚
- 26 ミニボート (船名なし) 操縦者死亡
- 27 漁船第5秋田丸乗揚
- 28 モーターボートF. THANKS 乗揚
- 29 漁船おおとり号転覆

広島事務所

- 30 モーターボート宗丸モーターボート納田丸衝突
- 31 交通船せとひめ乗揚
- 32 巡視艇いよざくら乗揚
- 33 油送船第八十三東洋丸油送船富士川丸衝突
- 34 漁船第二松栄丸乗組員死亡
- 35 プレジャーボートまさき衝突（かき筏）
- 36 漁船第三十八天王丸転覆
- 37 貨物船吉祥丸漁船航周丸衝突
- 38 漁船第五十一簸川丸定置網損傷
- 39 漁船第三大勘丸乗組員負傷
- 40 引船北木丸台船DK-1 衝突
- 41 油送船日菖丸モーターボート中山丸衝突

門司事務所

- 42 遊漁船三晴丸モーターボートHIKOMARU 衝突
- 43 モーターボート節子丸乗揚
- 44 漁船NO.3 DAE GWANG HO 漁船豊漁丸衝突
- 45 漁船大福丸浸水
- 46 巡視艇さたかぜ乗揚
- 47 漁船第二十七豊徳丸漁船一丸衝突
- 48 漁船第11大恵丸乗揚

長崎事務所

- 49 ミニボート（船名なし）転覆
- 50 遊覧船アルクマール爆発
- 51 廃棄物運搬船くいんえいと油送船大和丸乗揚

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

24 手漕ぎボート（船名不詳）沈没

船舶事故調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	沈没
発生日時	平成22年12月16日 17時03分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三浦海岸沖 三浦市所在の劔埼灯台から真方位347° 3.0海里付近 (概位 北緯35° 11.4′ 東経139° 39.8′)
事故調査の経過	平成22年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名不詳） なし、個人所有 約2.37m×約1.16m×約0.4m（船底からガニセル上縁までの高さ）、FRP なし、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 44歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和61年12月15日 免許交付日 平成18年11月28日 (平成23年12月14日まで有効) 同乗者 男性 43歳
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	本船は、1～2日後、海岸に打ち寄せられているところを回収され、廃棄処分された。
事故等の経過	本船は、三浦市にある三浦海岸の船揚場まで運ばれ、操縦者が中央部渡し板に座って2本の櫂で漕ぎ、同乗者が船尾渡し板に座り、船揚場から約100m沖にある長さ約35mの一文字防波堤付近に向かった。 本船は、約25～50m進んだところで船尾からの浸水が始まり、その後、一気に浸水量が増し、17時03分ごろ沈没した。 操縦者及び同乗者は、海岸に向かって泳ぎ始めたが、その途中で操縦者が動かなくなった。 同乗者は、操縦者を引いて泳ぎ、海岸で人工呼吸などの蘇生措置を施し、本船所有者に連絡して救急車を手配した。 操縦者は、救急車で病院に搬送されが、死亡が確認され、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好、気温 約6.6℃、日没時刻 16時31分ごろ、月齢 約10日（当時は正中

	<p>の約1時間前)</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約0.8m、波 ほとんどなし、水温 19℃以下</p>	
その他の事項	<p>同乗者の体重は、約93kgであり、操縦者は、同乗者以上の体重であった。</p> <p>操縦者は、ジャンパーを着て長靴が付いたつなぎ（胴長靴）を履き、同乗者は、ウエットスーツを着ていた。</p> <p>操縦者は、動かなくなる前に胴長靴を脱いだ。</p> <p>2人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>海図によれば、事故発生場所は約1～2mの水深である。</p> <p>あか汲み（船底に溜まった水を排出する用具）は、搭載されていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、三浦海岸の船揚場沖をとう漕中、浸水したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、船尾から浸水を始めたが、同乗者を船尾から船体中央に移動させるなど、船尾喫水を減少させる措置をとっていれば、本事故の発生を回避できた可能性があるものと考えられる。</p> <p>本船が浸水した状況については、同乗者から十分な情報が得られなかったため、明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、溺死した。</p> <p>当時の搭載重量及び重心では、船尾の乾舷が約25cmとなり、推定喫水より1cm平行沈下するのに約16～19kgの重量を要することになるので、平行のまま沈下したとすれば、約400kg以上浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、三浦海岸の船揚場沖をとう漕中、浸水したため、沈没したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用 ・船の前後の適切な重量配分 ・あか汲み用具の搭載 	